

徳島県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
海部郡海陽町小川字青木下九の一、一〇の一

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）